

公 示 日 : 2021 年 12 月 1 日

調達管理番号 : 21a00916

国 名 : ニカラグア

担 当 部 署 : 経済開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム

調 達 件 名 : ニカラグア国零細漁民を対象としたカキ養殖振興（養殖振興計画策定）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担 当 業 務 : 養殖振興計画策定
- (2) 格 付 : 2号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2022 年 3 月中旬～2022 年 12 月上旬
- (2) 業 務 P/M : 現地 3.30P/M、国内 0.45P/M、合計 3.75P/M
- (3) 業務日数 :
 - ・ 第 1 次 国内準備 3 日、現地業務 49 日、国内整理 2 日
 - ・ 第 2 次 国内準備 2 日、現地業務 50 日、国内整理 2 日本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。
- (4) 部分払の設定
本契約については、部分払いを想定しません。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 12 月 22 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ
 - 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き（PDF/352KB）

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評価結果の通知 : 2022 年 1 月 12 日 (水) までに個別通知提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
- ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等 :
- ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点
- (計 100 点)

類似業務経験の分野	貝類増養殖に係る各種業務
対象国／類似地域	中南米地域/全途上国
語学の種類	西語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
(2) 必要予防接種 : 特になし

黄熱病に関しましては、ニカラグア政府は、2017 年 1 月 17 日 (火) 以降、世界保健機構 (WHO) が指定する黄熱流行国からニカラグアに入国する全ての渡航者に対し、接種日から 10 日以上を経過した黄熱予防接種証明書の提示を義務付ける措置の適用を開始しております。(在ニカラグア日本大使館ホームページより)

https://www.ni.emb-japan.go.jp/itpr_ja/nicaraguashunsunyukoku.html

日本は指定国に含まれておらず、日本からの渡航の場合は不要です。接種済みでありましたら、接種カードをご持参されることを勧めます。

6. 業務の背景

ニカラグア共和国 (以下、ニカラグア) は、太平洋側約 410km、カリブ海側約 530km の海岸線を有しており、GDP に占める水産業の割合は 1.25% である。また水産業従事者は全人口の 0.6% で約 3.95 万人である (ニカラグア中央

銀行、2019 年)。ニカラグア水産庁によれば、2019 年の両海域からの漁獲生産量は 54,554 トンであり、うち養殖生産量 (29,468 トン) は漁獲量の 54% を占め、養殖の殆ど (9 割以上) はバナメイエビによるものである。また、漁獲量は過去 18 年間で約 2 倍に、そして養殖量は約 18 倍に増加している (FishSatJ、2018 年)。ニカラグア水産庁 (以下、INPESCA) は、海面漁業においては資源利用がほぼ限界に達していると認識しており、零細漁業者による養殖振興を水産開発政策の優先課題としている。2020 年には「小規模・水産養殖の国家推進戦略 (2020-2023)」を策定し、零細漁業・養殖漁業振興及び養殖多様化促進を進めている。本戦略の実践には養殖振興計画作成と個別の品目について生産技術等の向上が必要であるが、ニカラグアでは養殖全般の経験・知識が殆どないため養殖技術の支援を求めている。2018 年以降、水産養殖に関しては、台湾やコロンビアの支援が入っており、ロバロ (*Centropomus undecimalis*)、パルゴ (*Lutjanus guttatus*)、ガスパル (*Atractosteus tropicus*) の養殖の取り組みが進められているが、今後更なる養殖多様化を目指し、太平洋側及びカリブ海側の地域住民や観光客に馴染みがあり消費需要が高まっているカキ養殖への技術協力が INPESCA より要請された。

本要請を踏まえ、零細漁民によるカキの養殖を展開するため、INPESCA に専門家を派遣し零細漁民を対象としたカキの養殖振興体制を強化する。

7. 業務の内容

本業務従事者のカウンターパート (C/P) は、INPESCA の養殖部の技術員、研修実施担当、現地サイトの普及員らである。

カキ養殖展開の対象地域は、マナグア (INPESCA 本部)、ラグナ・デ・ラスペルラス (カリブ海側)、エル・オスチオナル (太平洋側) を想定している。

現地派遣は、2 回を想定している。

1 回目：現地派遣 49 日間 (現地調査、研修計画案策定等)

2 回目：現地派遣 50 日間 (研修実施、アクションプラン支援等)

指導の対象となるカキの種類は、以下のとおり：

太平洋のカキの種類

学名： *Striostrea prismatica* (Gray, 1825)

ニカラグアでの一般呼称： Ostión, Ostión de leche, Ostión vaca, Ostracita italiana.

カリブ海のカキの種類

学名： *Crassostrea rhizophorae*

ニカラグアでの一般呼称： Laguna de Perlas

具体的業務内容は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2022年3月中旬から2022年3月下旬）

- ① 本業務に必要な既存資料や情報の収集・分析を行い、現地調査の基本方針及び具体的な活動実施計画、詳細なスケジュール等の検討を行う。
- ② 円滑な現地活動の実現のため、INPESCA に対して JICA ニカラグア事務所を通じて要請内容の確認、C/P の配置と受け入れ状況、カキ養殖推進計画などの現地情報の収集を行う。
- ③ 現地活動の全体方針を取りまとめた活動計画書案(西文)を作成し、JICA 経済開発部、JICA 中南米部及び JICA ニカラグア事務所と渡航前打合せを行ったうえで活動計画を JICA 経済開発部に提出する。併せて、ニカラグア事務所にもデータを送付する。また、JICA ニカラグア事務所を通じて INPESCA (C/P 機関) に活動計画書を提出する。

(2) 第1次現地業務期間（2022年4月上旬～2022年5月下旬）

- ① 現地業務開始時に、C/P 機関に提出済みの活動計画書を、C/P と専門家で確認し、C/P 機関、JICA ニカラグア事務所と本部から業務計画の承認を得る。
- ② カキ養殖対象種の市場・ニーズ調査を行う。具体的には需給量や販売単価、付加価値向上の可能性について現状把握調査を行う。
- ③ カキ養殖について零細漁民の既存養殖技術の評価や、生産経費の推定を行う。
- ④ カキ養殖について零細漁民向けの振興モデルを策定する。そして、零細漁民を念頭に置いた、入手可能な養殖資機材を調査する。
- ⑤ C/P 機関により実施済み及び計画中の養殖技術研修の内容を確認し、現地ニーズを考慮し、カキ養殖普及員を対象としたカキ養殖振興のための養殖技術、収穫後処理、養殖経営などに関する研修計画※を策定する。
- ⑥ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書(西文)を C/P 機関に提出し、報告する。
- ⑦ JICA ニカラグア事務所に現地業務結果報告書(和文・西文)を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

※ 研修計画の検討においては、第3国への C/P の研修と第3国からの指導者の招聘を含む。想定される第3国の訪問先及び指導者のリソースは、過去の JICA の実施案件「エルサルバドル貝類増養殖プロジェクト」のプロジェクトサイト及び関係者である。現時点で想定される研修計画についてプロポーザルにて提案すること。

なお、第3国への研修の実施については、実施時期における新型コロナ

感染症の状況および当該国の JICA 事務所の安全対策措置を踏まえ判断する。

また、活動に必要な機材について、現時点で想定される機材があればプロポーザルにて提案すること。

- (3) 第1次国内整理期間（2022年6月上旬）
第1次派遣の現地業務結果報告書（和文・西文）を JICA 経済開発部に提出し、報告する。
- (4) 第2次国内準備期間（2022年8月上旬～2022年8月中旬）
 - ① 第2次派遣にかかる活動計画書案（西文）を作成し、JICA 経済開発部、JICA 中南米部及び JICA ニカラグア事務所と渡航前打合せを行ったうえで活動計画を JICA 経済開発部に提出する。併せて、JICA ニカラグア事務所にもデータを送付する。また、事前に JICA ニカラグア事務所を通じて INPESCA（CP 機関）に活動計画書を提出する。
 - ② C/P 機関と JICA ニカラグア事務所と連絡を取り、研修の準備をする。
- (5) 第2次現地業務期間（2022年8月下旬～2022年10月中旬）
 - ① 現地業務開始時に、C/P 機関に提出済みの活動計画書を、C/P と専門家で確認し、C/P 機関、JICA ニカラグア事務所と本部から業務計画の承認を得る。
 - ② INPESCA のカキ養殖普及員を対象としたカキ養殖振興のための研修の資料・資機材を準備する
 - ③ INPESCA のカキ養殖普及員を対象としたカキ養殖振興のための研修を実施する
 - ④ 零細漁民へカキ養殖振興情報を提供するために県あるいは地域ごとに零細漁業者養殖振興ネットワークを形成する。
 - ⑤ 普及員が養殖従事者に対して実施する研修を技術的な観点から支援する。
 - ⑥ C/P 機関が養殖従事者の参加を得つつ作成する養殖振興計画の作成を支援する。
 - ⑦ INPESCA 研修講師および全国消費者商業生産システム(SNPCC)の普及員に対する養殖振興計画の共有を支援する。
 - ⑧ 形成されたネットワークを通じた養殖振興計画の養殖従事者への共有を支援する。
 - ⑨ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（西文）を C/P 機関に提出し、報告する。
 - ⑩ JICA ニカラグア事務所に現地業務結果報告書（和文・西文）を提出し、現地業務結果を報告する。電子データ（PDF と Word など編集可能なデ

一タ)により提出する。

(6) 国内整理期間 (2022年11月上旬～2022年11月中旬)

- ① 現地業務を報告する。本報告会は JICA 本部 (中南米部・課題部)、JICA ニカラグア事務所等の関係者を参集して行われる。
- ② 業務完了報告書を作成し、JICA 経済開発部に報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における報告書は(1)及び(2)の両方とし、電子データ (PDF と Word など編集可能なデータ) により提出する。

(1) 活動計画書案 (和文、西文)

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。現地で実施する活動の具体的内容や方法を記載する。

(2) 現地業務結果報告書 (和文、西文)

各派遣時及び派遣終了時。ただし、第2次現地業務結果報告書 (和文) は(3) 専門家業務完了報告書をもって代えることとする。

(3) 専門家業務完了報告書 (和文、西文)

全活動の報告を記載する。2022年11月18日までに JICA 経済開発部に提出し、報告する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約 (単独型) に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含まず (見積書に計上して下さい)。航空経路は、現段階 (11月3日現在) でニカラグア入りできるフライトが、Avianca (①米国マイアミ経由、もしくは②米国-エルサル経由、③メキシコ-エルサル経由でマナグア入り)、AeroMexico (メキシコ経由)、Copa (パナマ経由) のみです。留意事項として、United 航空と American 航空は、オンライン上で航空券販売していますが、1年前より、再運航見込みの状態が続いており、渡航日近くになるとキャンセルされることがありますので、留意ください。

提示している経路 (キャリア) 以外を排除するものではありません。コロナ禍での欠航便がある等の場合は現時点で現実的な航路で計上ください。

(2) 新型コロナウイルス感染対策に関する経費

PCR 検査代及び隔離期間の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

(1) 業務日程

① 現地業務日程

本業務における本邦から調査対象地域への渡航回数は2回とします。

② 第3国研修

本業務にエルサルバドルでの第3国研修が含まれています。第一回目の現地渡航期間中に第3国への渡航もしくは第3国からの技術者の招聘を含む研修を計画する。計画立案は、JICA ニカラグア事務所と本部と相談の上進めること。計画の実施の判断は、JICA ニカラグア事務所と本部が行う。専門家及びC/Pの飛行機便の手配と渡航費用はJICA ニカラグア事務所が負担しますので、契約請求に第三国出張の旅費の計上は必要ありません。

③ 現地での業務体制

本業務に係る専門家は、以下のとおりです。

ア) 養殖振興計画策定

④ 便宜供与内容

各 JICA 事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：便宜供与あり

イ) 宿舎手配：便宜供与あり

ウ) 車両借上げ：便宜供与あり

エ) 通訳備上：通訳の備上は行いません。

オ) 現地日程のアレンジ：JICA ニカラグア事務所がC/Pとの初回の協議のみアレンジします。

カ) 執務スペースの提供：INPESCAによる執務スペース提供

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を当 JICA 経済開発部農業・農村開発第一グループ 第二チーム (TEL:03-5226-8447) にて配付します。

ア) 要請書

イ) 案件概要表

② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 在外事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 現地調査は、外務省危険情報レベル2以下、JICA 安全対策措置及び感染症対策措置で承認される範囲内に限定します。プロポーザルには現地調査を実施する都市、経路地を明記してください。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ⑤ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑥ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致

します。

以上